平成２９年（フ）第１１号
広島県庄原市東城町川鳥2030番地１
債務者　兒玉　浩志
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３号
山口県萩市大字椿2808番地１
債務者　浜田　　芳
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第４００号
福岡市東区八田１丁目10番11―401号
債務者　五郎丸恵実
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９９号
福岡市早良区飯倉７丁目28番３―303号
債務者　柳田　舞里
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２２号
福岡市早良区原５丁目17番６―101号
債務者　矢野　陽子
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目12番21号
債務者　高野　鉄次
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４０号
福岡市博多区板付３丁目10番404号
債務者　坂口　邦秀
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４５号
福岡市博多区板付３丁目１番405号
債務者　柴田美紗子
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県飯塚市鯰田2425番地41　市営松本住宅１棟128号
債務者　坂本　和美
１　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県飯塚市綱分888番地23（前住所　福岡県飯塚市有安22番地26　１号）
債務者　山﨑　梨奈
１　決定年月日時　平成29年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市大竜町８番６号　サンライズビル401号
債務者　井上みずえ
１　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
沖縄県那覇市三原２丁目15番28号
債務者　久保田康幸
１　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６号
福岡県飯塚市鯰田688番地
債務者　永岡　清高
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３０号
福岡県飯塚市有井353番地83　アーバンライフ201号
債務者　野見山綾香
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３８号
福岡県嘉麻市平461番地３
債務者　吉川　智美
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３９号
福岡県飯塚市菰田115番地（前住所　福岡市西区愛宕３丁目14番13―３号）
債務者　脇　　秀明
１　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３５号
山口県宇部市鍋倉町４番１―304号、従前の住所山口県宇部市南小羽山町２―９―１、（従前の住民票上の住所）山口県山陽小野田市大字山野井1818番地９（コーポフレンド201号）
債務者　元井　竜徳
１　決定年月日時　平成29年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第８３号
静岡県富士市大淵14090番地の３
債務者　佐野　京香
１　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
静岡地方裁判所富士支部